

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による 活動計画・予算計画の見直しへの対応

〔提案理由〕

- 新型コロナウイルスの感染拡大が終息する見通しが立っていないため、今後、活動計画に掲げられている各種イベント等や東町会館の運営を計画どおりに開催できないおそれがあります。
- 活動計画とこれを裏付ける予算計画の変更については、本来であれば総会で承認いただく必要があります。
- しかしながら、①臨時総会の開催には相当な期間が必要であるためこれを臨機に開催できないこと、②新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために3密を避ける観点から臨時総会を開催することができない可能性があることから、2020年度の事業計画及び予算計画の変更について理事会（書面表決を含む。）で決定できるよう、総会で承認を求めるものです。

〔問題の背景〕

- 協議会が主催する各種イベント（夏祭り、キャンドルロード、防災訓練、ワークショップなど）の開催準備に要する期間を勘案すると、遅くとも開催予定日の2～3か月前の理事会では、開催の可否や開催内容の変更を決定する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の発症者が減少しない場合には、住民への感染防止のため、多数の住民が接触する可能性のあるイベント等を中止したり、開催内容を変更したりすることが必要です。
- また、夏祭り等に関しては、企業の営業休止が長引いた場合、協賛金が集まらなくなるおそれがあり、たとえ発症者がなくなったとしても、例年通りの開催に必要な資金が集まらない可能性があります。
- さらに、東町会館の運営に関しては、閉館が長期化した場合、会館の使用料収入が途絶える一方、施設を維持・管理していくための費用を支払いし続ける必要があり、繰越金を取り崩していくことが必要になります。

〔イベントの開催可否や開催内容の変更を決定する時期〕

- 夏祭り　：　6月の理事会がリミット
- キャンドルロード　：　7～9月の理事会がリミット
- 防災訓練　：　9～10月の理事会がリミット
- その他　：

〔理事会への委任事項〕

- ・開催の可否及び開催内容の変更の決定
- ・開催内容の変更は、住民の接触を減少させる方法への変更に限定
(変更の例：夏祭り)
 - ・住民を密集させないようにするための会場の分散
 - ・お楽しみ抽選会のみ開催
(応募券を抽選箱に入れて、後日抽選結果を発表)
- ・開催内容を変更する場合
 - * 予算計画に計上している金額の範囲内とすること
- ・開催する場合
夏祭り特別会計の取り崩しを〇〇万円以内で収めること (夏祭り)
- ・東町会館の維持・管理に要する経費
繰越金から取り崩すこと (東町会館)